

清水町学校体育施設使用料条例（平成15年清水町条例第33号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前								
<p>(定義)</p> <p>第2条 清水町学校体育施設（以下「学校体育施設」という。）とは、町内小中学校の校庭、体育館及び<u>学校水泳プール</u>とする。</p> <p>（学校体育施設の使用）</p> <p>第3条 学校体育施設を使用できる者は、次に掲げるとおりとし、使用するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 校庭及び体育館 町民5人以上で構成する団体</p> <p>(2) <u>学校水泳プール</u> 個人又は町民5人以上で構成する団体</p> <p>（使用料）</p> <p>第4条 学校体育施設の使用の許可を受けた者は、別表に定める額により算定した合計額を納めなければならない。ただし、<u>学校水泳プール</u>における65歳以上の町民の個人使用に係る使用料は、これを徴収しないものとする。</p> <p>（略）</p> <p>別表（第4条関係）</p> <p>（略）</p> <p>3 <u>学校水泳プール使用料</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>団体使用（1回につき）</td> <td>個人使用（1人1日につき）</td> </tr> <tr> <td>750円</td> <td>100円</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>団体使用は、1回につき</u>2時間とし、2時間を超える場合の使用料は、1時間（1時間未満は1時間とする。）につき、この表に定める額の2分の1の額とする。</p> <p>2 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。</p>	団体使用（1回につき）	個人使用（1人1日につき）	750円	100円	<p>(定義)</p> <p>第2条 清水町学校体育施設（以下「学校体育施設」という。）とは、町内小中学校の校庭、体育館及び<u>御影学校水泳プール</u>とする。</p> <p>（学校体育施設の使用）</p> <p>第3条 学校体育施設を使用できる者は、次に掲げるとおりとし、使用するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 校庭及び体育館 町民5人以上で構成する団体</p> <p>(2) <u>御影学校水泳プール</u> 個人又は町民5人以上で構成する団体</p> <p>（使用料）</p> <p>第4条 学校体育施設の使用の許可を受けた者は、別表に定める額により算定した合計額を納めなければならない。ただし、<u>御影学校水泳プール</u>における65歳以上の町民の個人使用に係る使用料は、これを徴収しないものとする。</p> <p>（略）</p> <p>別表（第4条関係）</p> <p>（略）</p> <p>3 <u>御影学校水泳プール使用料</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>団体使用（1回につき）</td> <td>個人使用（1人1日につき）</td> </tr> <tr> <td>750円</td> <td>100円</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>1回の使用は2時間</u>とし、2時間を超える場合の使用料は、1時間（1時間未満は1時間とする。）につき、この表に定める額の2分の1の額とする。</p> <p>2 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。</p>	団体使用（1回につき）	個人使用（1人1日につき）	750円	100円
団体使用（1回につき）	個人使用（1人1日につき）								
750円	100円								
団体使用（1回につき）	個人使用（1人1日につき）								
750円	100円								

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。